

桂川町農業委員会第8回総会議事録

1 開催日時 令和6年11月8日(金) 午後2時00分～

2 開催場所 桂川町役場 3階 301会議室

3 出席委員 9名

正議長	藤春郁夫	5	藤川房信	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋征敏		
		7	山邊俊明	12	金田幸久
2	野上伸太郎	8	神崎宏昭	13	平塚重義
3	竹本貞男			14	樋口重徳
4	林英明				

4 欠席委員 3名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

1. 議案 第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
2. 議案 第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
3. 議案 第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
4. 議案 第30号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(推進機構を活用した賃貸借)
5. 報告事項 第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について
6. その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横山 龍一
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

事務局 ご起立お願いします。
只今より令和6年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。
以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。

(会長あいさつ)

議長 只今より令和6年度第8回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。1番 池部稔委員 9番 中嶋和幸委員 10番 原中壽委員 11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。

(全員賛成)

議長 それでは議事録署名委員を5番 藤川房信委員 6番 高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。

事務局 補足です。譲受人の〇〇さんですが、以前の耕作者が豆田の〇〇さんです。〇〇さんの近くにお住いの〇〇さんが耕作する予定でしたが、〇〇さんの方から『購入をしてほしい』という事で今回の3条申請となっております。本来ですと推進機構を利用した売買になる所ですが、農地については白地になりますので推進機構の売買が活用できないという事で3条の売買となっております。

林委員 売買で どのくらいの金額ですか。

事務局 反(たん)80万です。

林 委 員 宅地にすれば、またあがります。

事 務 局 こちらの方は退職をされた方で、農業に専念したいという事で耕作地を増やしている所です。

林 委 員 周りは白地ばかりですか。

事 務 局 全部ではありませんが白地が多いです。青地で残っている所は航空写真で言いますと2-1の近くです。

林 委 員 白地という事は、すぐに宅地転用できるという事ですね。

事 務 局 しやすい農地になります。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第27号 農振法第3条の規定による許可申請について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号 農振法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地域担当の高嶋委員より説明をお願いします。

高 嶋 委 員 農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

今回の申請地につきましては11月8日に農業委員会事務局の原田氏の立ち合いのもと現地確認を行いました。申請者の〇〇が宅地分譲のため、農地の転用許可申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ同意も得られておりますので特に問題はないと判断しております。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 **【議案書に基づき説明】**

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第28号 農振法第5条の規定による許可申請について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第28号 農振法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がありますか。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第30号 (推進機構を活用した賃貸借) 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。対価・概算額は、この面積に対してという事ですか。推進機構はどのように。

事務局 金納の場合は、上段に記入している所が金納 もしくは物納という事で二段書になっております。物納で契約した場合でも、もし米が取れなかった時に、お金で支払いをすることになっています。それで、どちらも記入という事になっています。

議長 ゼロの所は。

事務局 契約で、物はいらぬ⇒現金でという事です。

林委員 一番上の27,000円というのは。

議長 面積が2,681㎡で金納であれば27,000円で、物納であれば121kgという事です。

もう一点、〇〇は全部推進機構を使っていますが、合意解約が発生します。今迄合意解約は件ごとに提出していましたが、この書類だけで数量が膨大ですので割愛します。

林委員 27,000円でなかったら米で121kgですよ。もらう方としては米をもらった方がいいですよ。

議長 今はですね。米が不要な人は金納でという事です。

事務局 推進機構を活用した賃貸借の件で補足説明です。この表の右側に始期・終期の欄があります。今回令和7年1月1日からと記載しておりますが推進機構を活用した賃貸借の場合は今までの相対契約ですと農業委員会で決定した次の日から始期が始まるという形でしたが県が決定をする形になっていきますので若干日にちを長めにしております。最短でスタートできるのが1月1日からという事になりますので少し長めに始期をしています。

議長 基本的に2か月ほどかかります。

事務局 今月提出すれば、おそらく来月末頃に許可が出ると思います。

林委員 1月になれば2か月では間に合わないのでは。

事務局 そうですね。一応来年度からこれがスタートしますので、『急ぎます』と推進機構の方では色々と検討しているようです。凄い量の書類があるという事で事務が追い付かないという事でした

議長 推進機構は色々問題点がありますが説明会はありますか。

事務局 説明会はやっていますが、来年度の様式を決定するという所です。来月末には示すことができると思います。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第30号（推進機構を利用した貸貸借）桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

議 長 全員賛成ですので議案第30号（推進機構を利用した貸貸借）桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定しました。

続きまして、報告事項第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございました。皆様の方から何かありますか。

議 長 報告事項については終了いたします。
続きまして、その他事項について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【その他事項】

議 長 次回の総会は12月5日木曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____